

山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業実施要綱
(6次産業化施設整備支援事業)

第1 目的

この要綱は、本県農林水産業の活性化に向けた第3次農林水産業元気再生戦略（平成29年3月策定）に基づき、農家所得の向上や雇用の創出、地域内の連携・協働による地域の活性化を図るため、山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業のうち、農林漁業者自ら又は直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けた取組みに必要な施設整備や機械導入等を支援する6次産業化施設整備支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次のいずれかに該当する者（(3)から(8)までについては、地域の6次産業化ネットワーク協議会に参画している者又は参画見込みである者に限る。）とする。

- (1) 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- (2) 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織
- (3) 農業協同組合
- (4) 森林組合等林業事業体
- (5) 漁業協同組合又は漁業生産組合
- (6) (3)から(5)までに掲げる者のいずれかが主たる出資者である法人
- (7) 市町村
- (8) 市町村が主たる出資者である法人

第3 プロジェクト計画

- 1 本事業を実施しようとする者は、農林水産部長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかのプロジェクト計画を策定するものとする。
 - (1) 事業実施主体（第2の(7)又は(8)に該当する者を除く。）が自らの6次産業化に取り組むプロジェクト計画
 - (2) 事業実施主体が地域の6次産業化に取り組むプロジェクト計画
- 2 プロジェクト計画で定める施設整備等の事業計画は、最大2か年とすることができる。ただし、プロジェクト計画の策定、提出、審査及び採択は年度ごとに行うものとする。
- 3 1によりプロジェクト計画を策定した者（市町村を除く。）は、プロジェクト計画に記載された取組みに従い、事業を実施する地区の市町村（地区の範囲が2以上の区域にわたる場合は、原則としてその範囲に占める割合が最も大きい市町村とする。以下「事業実施地区の市町村」という。）の長に当該プロジェクト計画を提出するものとする。
- 4 市町村の長は、農林水産部長が別に定めるところにより、3により提出を受けたプロジェクト計画及び市町村が策定したプロジェクト計画を知事に提出するものとする。ただし、3により提出を受けたプロジェクト計画は、必要な指導及び調整を行い、目標その他の内容が適正であると判断したものを市町村の意見書を付した上で提出するものとする。
- 5 知事は、4によりプロジェクト計画の提出を受けたときは、プロジェクト計画の内容を企業経営の観点を中心に精査する事前相談会（以下「相談会」という。）を開催するものとし、プロジェクト計画を策定した者は相談会に参加しプロジェクト計画の内容の向上を図らなければならない。なお、プロジェクト計画を策定した者は、相談会の開催の日から14日以内にプロジェクト計画を修正し、再提出するこ

とができるものとする。

- 6 知事は、相談会の終了後、プロジェクト計画審査会（以下「審査会」という。）を開催の上、審査会による審査の結果を踏まえ、プロジェクト計画の採択を決定するものとする。この場合において、必要と認めるときは、審査会に先立ち、当該プロジェクト計画に関係する市町村から意見を聴取することができるものとする。
- 7 知事は、6によりプロジェクト計画を採択したときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該プロジェクト計画の提出を行った市町村の長にその旨を通知するものとする。
- 8 7により通知を受けた市町村の長は、プロジェクト計画を策定した者（市町村を除く。）にその旨を通知するものとする。
- 9 プロジェクト計画の変更は、農林水産部長が別に定める場合を除き、行うことができないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりプロジェクト計画に従った事業を実施することができないときは、この限りでない。
- 10 知事は、9によりプロジェクト計画を承認したときは、7に準じ市町村の長にその旨を通知する。この場合において、変更の承認は、第4の1に規定する審査の視点を踏まえた上で行うものとし、1，3，4及び8の規定はプロジェクト計画の変更について準用する。

第4 プロジェクト計画審査会

- 1 審査会は、第3の3により提出されたプロジェクト計画を、産出額の拡大、雇用の創出、創意工夫性、実現性及び地域への波及効果等を考慮し審査するものとする。
- 2 審査会は、7名以内で構成し、審査委員は農林水産部長が委嘱するものとする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、プロジェクト計画の審査その他審査会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第5 事業の実施

- 1 第3の4によりプロジェクト計画の採択を受けた者は、当該プロジェクト計画を踏まえ、農林水産部長が別に定めるところにより、事業実施計画を定めるものとする。
- 2 1により事業実施計画を定めた者（市町村を除く。）は、事業実施地区の市町村の長に当該事業実施計画を提出するものとする。
- 3 市町村の長は、農林水産部長が別に定めるところにより、2により提出を受けた事業実施計画及び市町村が策定した事業実施計画を知事に提出するものとする。ただし、2により提出を受けた事業実施計画は、必要な指導及び調整を行い、当該事業実施計画が妥当と認められるものを提出するものとする。
- 4 知事は、採択されたプロジェクト計画との整合性を審査の上、提出された事業実施計画が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業実施計画の承認を行うものとする。
 - (1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に資するものであること。
 - (2) プロジェクト計画の目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
 - (3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
 - (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、農林水産部長が別に定める基準を満たしていること。
- 5 知事は、4により事業実施計画の承認を行ったときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該事業実施計画の提出を行った市町村の長にその旨を通知する

ものとする。

- 6 5により通知を受けた市町村の長は、事業実施計画を定めた者（市町村を除く。）にその旨を通知するものとする。
- 7 事業実施計画の重要な変更は、1から6までに準じて行うものとする。

第6 事業の報告及び評価

- 1 事業実施主体は、毎年度、農林水産部長が別に定めるところにより、報告書を作成するものとする。
- 2 1により報告書を作成した事業実施主体（市町村を除く。）は、農林水産部長が別に定めるところにより、事業実施地区の市町村の長に当該報告書を提出するものとする。
- 3 市町村の長は、2により提出を受けた報告書及び市町村が作成した報告書について、農林水産部長が定めるところにより、意見書（市町村が事業実施主体であるプロジェクトに係るものを除く。）を付して知事に提出するものとする。
- 4 知事は、3により報告書の提出を受けたときは、第3の4により採択したプロジェクト計画に照らして、事業の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、報告書の提出を行った市町村の長及び事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の指導推進

県は、地域の実態に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、市町村と密接な連携を図るとともに、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 助成

知事は、予算の範囲内において、第5の事業の実施に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

第9 関係書類の提出

この要綱に関し、市町村の長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁に提出するものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、山形県元気な6次産業化応援プロジェクト事業実施要綱の規定により平成29年度までの2か年事業として採択されたプロジェクト計画及び承認された事業実施計画については、この要綱の相当規定により採択及び承認されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。